(証券コード　7725)

平成28年８月５日

株　主　各　位

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目１番地
**株式会社インターアクション**
代表取締役社長　木　地　英　雄

# 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、議決権を行使いただくことが可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使下さいますようお願い申しあげます。**

**【郵送による議決権行使の場合】**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年８月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送下さい。

なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。

**【インターネットによる議決権行使の場合】**

57頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成28年８月25日（木曜日）午後５時までにインターネットにより議決権をご行使下さい。

**【複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い】**

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承下さい。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成28年８月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　　神奈川県横浜市中区山下町15番地
「横浜マリンタワー」　３階　マリンタワーホール
（会場が前年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意下さい。）
3. **株主総会の目的事項**
**報 告 事 項**
1. 第24期（平成27年６月１日から平成28年５月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（平成27年６月１日から平成28年５月31日まで）計算書類報告の件

**決 議 事 項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　事前警告型買収防衛策導入に関する件
**第３号議案**　役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件
4. **株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法**
株主総会参考書類並びに事業報告・連結計算書類・計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネットの当社ホームページ（http://www.inter-action.co.jp）において、修正後の事項を掲載いたしますのでご了承下さい。

以　上

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ(http://www.inter-action.co.jp)に掲載しておりますので、法令及び定款第13条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。
従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

〈添付書類〉

# 事　業　報　告

（平成27年６月１日から
平成28年５月31日まで）

## Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

### 1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度における内外経済情勢は、中国を始めとするアジア新興国等の景気減速や金融資本市場の変動等により、企業業績や景況感が後退するなど、先行き不透明感は高まっております。

当社グループの主要取引先である半導体メーカーにおきましては、一部の顧客でスマートフォンやタブレット端末向け製品の設備投資の動きが見られるものの、中長期的な投資戦略にはやや慎重な姿勢が見られました。このような状況の中、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化、最小限の組織体制とコスト構造を維持しつつ、設備投資需要の取り込みを図る活動を継続いたしました。

当社グループの主力製品であるＣＣＤ及びＣ－ＭＯＳイメージャ向け検査用光源装置の実績につきましては、光源装置及び瞳モジュールの販売は順調に推移いたしました。再生可能エネルギー関連製品につきましては、市場価格の低下を受け、売上高は増収したものの利益は減益となりました。環境関連製品につきましては、メンテナンスサービスは堅調に推移したものの、輪転印刷機向け乾燥脱臭装置及び排ガス処理装置の販売が鈍化いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は5,078百万円（前年同期の売上高3,996百万円に比し、27.1％の増加）、売上高の拡大等により売上総利益は1,641百万円（前年同期の売上総利益1,426百万円に比し、15.1％の増加）、営業利益は467百万円（前年同期の営業利益456百万円に比し、2.4％の増加）、貸与資産賃貸料及び支払利息等を加減した経常利益は443百万円（前年同期の経常利益445百万円に比し、0.6％の減少）、固定資産売却損益及び法人税等を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は310百万円（前年同期の親会社株主に帰属する当期純利益424百万円に比し、26.9％の減少）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

（光学精密検査機器関連事業）

当社グループの主力製品であるＣＣＤ及びＣ－ＭＯＳイメージャ向け検査用光源装置につきましては光源装置及び瞳モジュールの販売は順調に推移いたしました。また、精密除振装置につきましては、海外液晶パネルメーカー向けに販売が堅調に推移いたしました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は2,344百万円（前年同期の売上高1,235百万円に比し、89.7％の増加）、セグメント利益は818百万円（前年同期のセグメント利益434百万円に比し、88.4％の増加）となりました。

（再生可能エネルギー関連事業）

再生可能エネルギー関連事業につきましては、売上高は増加したものの市場価格低下の影響を受け、利益は減少いたしました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,604百万円（前年同期の売上高1,429百万円に比し、12.2％の増加）、セグメント利益は72百万円（前年同期のセグメント利益297百万円に比し、75.6％の減少）となりました。

（環境関連事業）

環境関連事業につきましては、メンテナンスサービスは堅調に推移したものの、輪転印刷機向け乾燥脱臭装置及び排ガス処理装置の販売が鈍化いたしました。

当連結会計年度における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,032百万円（前年同期の売上高1,331百万円に比し、22.4％の減少）、セグメント利益は56百万円（前年同期のセグメント利益146百万円に比し、61.4％の減少）となりました。

## 2. 資金調達の状況

当社グループは、長期借入金792百万円の資金調達を実施いたしました。

## 3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は164百万円となりました。

## 4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区　分 | 第21期<br>(平成24年6月1日から<br>平成25年5月31日まで) | 第22期<br>(平成25年6月1日から<br>平成26年5月31日まで) | 第23期<br>(平成26年6月1日から<br>平成27年5月31日まで) | 第24期<br>(平成27年6月1日から<br>平成28年5月31日まで) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 1,516,027 | 2,512,380 | 3,996,841 | 5,078,243 |
| 経常利益（千円） | 329,796 | 411,003 | 445,983 | 443,372 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（千円） | 417,609 | 319,304 | 424,680 | 310,334 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,968円88銭 | 31円80銭 | 42円81銭 | 31円95銭 |
| 総資産（千円） | 3,355,092 | 3,595,394 | 5,285,070 | 5,853,766 |
| 純資産（千円） | 2,154,569 | 2,402,113 | 2,726,845 | 2,822,340 |

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．平成25年12月1日付で当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っているため、1株当たり当期純利益は第22期の期首に同株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

| 区　分 | 第21期<br>(平成24年6月1日から<br>平成25年5月31日まで) | 第22期<br>(平成25年6月1日から<br>平成26年5月31日まで) | 第23期<br>(平成26年6月1日から<br>平成27年5月31日まで) | 第24期<br>(平成27年6月1日から<br>平成28年5月31日まで) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（千円） | 1,266,138 | 2,219,196 | 1,840,000 | 1,733,029 |
| 経常利益（千円） | 139,224 | 237,584 | 214,794 | 311,123 |
| 当期純利益（千円） | 440,243 | 162,976 | 242,612 | 239,791 |
| 1株当たり当期純利益 | 5,238円19銭 | 16円23銭 | 24円45銭 | 24円69銭 |
| 総資産（千円） | 3,098,802 | 2,921,426 | 3,432,477 | 3,608,199 |
| 純資産（千円） | 2,200,442 | 2,297,374 | 2,341,520 | 2,501,009 |

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．平成25年12月1日付で当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っているため、1株当たり当期純利益は第22期の期首に同株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 5. 対処すべき課題

当社グループは、クライアントの様々なご要望にお応えするための創意工夫と技術革新を常に行い、成長し続けていくために、経営体質の強化を図ることを目的として、以下の課題に取り組んでまいります。

①新たな収益源となるビジネスの確立

中長期的な会社の経営戦略を確実に遂行し、新たな収益源となるビジネスの確立を進めてまいります。

②人材の育成

開発型ベンチャー企業である当社グループにとって、技術者をはじめとする若くて有能な人材は不可欠であります。現有の人材の能力向上のための諸施策を行うことにより、これらの若くて優秀な人材が当社グループの成長を支えていく力となるよう努めてまいります。

③クライアントニーズへの迅速な対応

当社グループの事業分野は、環境変化のスピードが速く、その変化の大きさも著しい分野であります。したがって、当社グループにとりましては、環境変化に伴うクライアントニーズの将来動向をいち早く把握し、製品開発に結び付けていくことが非常に重要であり、マーケティング力の強化並びにより効率的な開発体制の確立に努めてまいります。

④原価低減と生産効率の向上

製造メーカーにとって高品質を維持しながらの原価低減並びに生産の効率化は永遠のテーマであります。当社グループといたしましては、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上並びに製造体制の構築に努めていく所存であります。

⑤経営基盤の強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するよう、組織体制や運用方法を継続的に見直し、経営基盤のより一層の強化を図ってまいります。

社員教育につきましても、コンプライアンス研修、階層別研修など、全役職員を対象に積極的に実施し、経営基盤の強化に努めてまいります。

## 6. 主要な事業内容

当社グループの事業は、「光学精密検査機器関連事業」「再生可能エネルギー関連事業」及び「環境関連事業」の３つを報告セグメントとしております。各事業の内容は以下のとおりであります。

(1)光学精密検査機器関連事業

撮像半導体（ＣＣＤ／Ｃ－ＭＯＳイメージャ）の製造工程における検査用光源装置並びに精密除振装置等の開発・製造・販売を行っております。

(2)再生可能エネルギー関連事業

太陽光発電設備並びにその他の再生可能エネルギーの開発・仕入・販売を行っております。

(3)環境関連事業

輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等の開発・製造・販売を行っております。

| セグメント | 主　要　製　品 |
|---|---|
| 光学精密検査機器関連事業 | ＣＣＤ／Ｃ－ＭＯＳイメージャ検査用光源装置、瞳モジュール、精密除振装置等 |
| 再生可能エネルギー関連事業 | ＯＨＩＳＡＭＡ　ＳＹＳＴＥＭ、ＯＨＩＳＡＭＡ償却 |
| 環境関連事業 | 輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等 |

## 7. 主要な営業所及び工場

(1) 当社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地 |
| 熊本事業所 | 熊本県合志市福原1番地36 |
| 千葉事業所 | 千葉県千葉市中央区本千葉町1番11号 |

(2) 子会社

| | |
|---|---|
| 株式会社ＢＩＪ | 東京都渋谷区渋谷三丁目21番地 |
| 株式会社Ｃｕｏｎ | 東京都千代田区猿楽町二丁目1番1号 |

| | |
|---|---|
| 西安朝陽光伏科技有限公司 | Room:1502,NO,34Keji Road,TowerB,OujinGarden Gaoxin District Xi'an Shaanxi China |
| 陝西朝阳益同精密没备有限公司 | Shaaxi Province Xixian new area,Jinghe new city,Yongle town,Nan liu village,Jing gan four street |
| 株式会社エア・ガシズ・テクノス | 東京都台東区台東四丁目27番5号 |
| 明立精機株式会社 | 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番25号 |
| MEIRITZ KOREA CO.,LTD | 459 Banwol-dong,Hwaseong-si,Gyeonggi-do,Korea |
| MEIRITZ SHANGHAI CO.,LTD | No.336 Yuan Hui Road,Bao Shan District, Shanghai,China |

## 8. 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数(名) | 前連結会計年度末比増減(名) |
|---|---|---|
| 光学精密検査機器関連事業 | 46 (16) | 8 ( 8) |
| 再生可能エネルギー関連事業 | 7 ( 1) | 1 (△2) |
| 環境関連事業 | 20 ( 2) | △1 (△1) |
| その他 | 21 (10) | 21 ( 10) |
| 全社(共通) | 17 ( 9) | 2 ( 5) |
| 合計 | 111 (38) | 31 ( 20) |

(注) 1. 上記の人数は就業人員数であり、臨時使用人数(人材会社からの派遣社員、アルバイト、契約社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している者であります。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ31名増加したのは、M&Aによる連結子会社の増加、事業所の開設によるものであります。

## 9. 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社横浜銀行 | 1,422,300千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 200,050千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 100,000千円 |

## 10. 重要な子会社の状況

| 名称 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ＢＩＪ | 70,000千円 | 100.00% | 再生可能エネルギー関連事業 |
| 西安朝陽光伏科技有限公司 | 40,000千円 | 100.00% | 再生可能エネルギー関連事業 |
| 株式会社エア・ガシズ・テクノス | 50,000千円 | 100.00% | 環境関連事業 |
| 明立精機株式会社 | 30,000千円 | 100.00% | 光学精密検査機器関連事業 |
| MEIRITZ KOREA CO.,LTD | 100,000千ｳｫﾝ | 100.00% | 光学精密検査機器関連事業 |
| 陝西朝阳益同精密设备有限公司 | 2,000千元 | 100.00% | 光学精密検査機器関連事業 |
| 株式会社Ｃｕｏｎ | 10,000千円 | 100.00% | Webシステムの受託開発他 |

（注）１．議決権比率は、間接保有を含んでおります。
　　２．おひさま農場株式会社は、株式会社ＢＩＪに吸収合併され消滅しております。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ　当社の株式に関する事項

1. **発行可能株式総数**　　25,400,000株

2. **発行済株式の総数**　　10,052,100株(うち自己株式390,800株)

3. **株主数**　　7,430名

4. **大株主(上位10名)**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 334,000 | 3.45 |
| 木地英雄 | 305,600 | 3.16 |
| 栗村昌昭 | 253,800 | 2.62 |
| 日本証券金融株式会社 | 228,300 | 2.36 |
| 山内崇弘 | 200,000 | 2.07 |
| 楽天証券株式会社 | 158,100 | 1.63 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 129,300 | 1.33 |
| 三美電機株式会社 | 127,300 | 1.31 |
| 谷口友保 | 95,600 | 0.98 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 95,500 | 0.98 |

(注) 持株比率は自己株式390,800株（信託が保有する当社株式129,300株を含む。）を控除して計算しております。

## Ⅲ　当社の新株予約権等に関する事項

### １．当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### ２．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### ３．その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## Ⅳ　当社の会社役員に関する事項

### 1.　取締役及び監査役

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 木　地　英　雄 | | |
| 代表取締役専務 | 木　地　伸　雄 | 経営管理部担当 | 西安朝陽光伏科技有限公司<br>董事長<br>株式会社エア･ガシズ･テクノス監査役<br>明立精機株式会社取締役 |
| 常務取締役 | 木　地　貴　雄 | 営業第１部担当<br>営業第２部担当 | 株式会社ＢＩＪ代表取締役社長<br>株式会社Ｃｕｏｎ代表取締役会長 |
| 取　締　役 | 青　山　宏　樹 | 中国事業担当 | MEIRITZ SHANGHAI CO.,LTD<br>取締役 |
| 取　締　役 | 山　本　浩　巳 | OPT開発部部長 | |
| 取　締　役<br>（社外取締役） | 北　　政　巳 | | 創価大学経済学部教授<br>創価大学比較文化研究所所長 |
| 取　締　役<br>（社外取締役） | 堀　　雅　寿 | | 愛知電機株式会社監査役 |
| 常勤監査役 | 戸　原　　素 | | |
| 監　査　役<br>（社外監査役） | 大　橋　俊　二 | 弁護士 | 弁護士法人ユナイテッドブレインズ代表社員 |
| 監　査　役<br>（社外監査役） | 田　代　芳　英 | 税理士 | 田代芳英税理士事務所所長 |

（注）１．監査役田代芳英氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
２．社外取締役北政巳氏、堀雅寿氏及び社外監査役大橋俊二氏、田代芳英氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員であります。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　分 | 人　員(名) | 金　額(千円) |
|---|---|---|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7<br>(2) | 175,600<br>(3,600) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(4) | 8,550<br>(5,850) |
| 計<br>(うち社外役員) | 12<br>(6) | 184,150<br>(9,450) |

(注)１．上記報酬等の総額は、平成27年６月１日から平成28年５月31日までの期間に在籍していた役員が対象となります。
２．取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額44,200千円が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

| 区　分 | 氏　名 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 北　政巳 | 創価大学経済学部教授<br>創価大学比較文化研究所所長 |
| 社外取締役 | 堀　雅寿 | 愛知電機株式会社監査役 |
| 社外監査役 | 大橋俊二 | 弁護士法人ユナイテッドブレインズ代表社員 |
| 社外監査役 | 田代芳英 | 田代芳英税理士事務所所長 |

(注)　重要な兼職先である上記各法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 北　　政巳 | 平成27年８月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。経済学者としての豊富な経験と専門知識を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役 | 堀　　雅寿 | 平成27年８月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に出席いたしました。企業経営における豊かな経験を活かし、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 大橋俊二 | 取締役会には12回全てに出席し、また監査役会には12回中11回に出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 田代芳英 | 平成27年８月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席いたしました。また監査役会には12回のうち10回に出席し、税理士としての専門的な見地から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。 |

(注)　書面決議による取締役会の回数は含めておりません。

## Ⅴ　会計監査人に関する事項

### 1.　会計監査人の名称

誠栄監査法人

### 2.　会計監査人の報酬等の額

(1)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　20,000千円

(2)当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　20,000千円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠等を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等の額について同意しております。

### 3.　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## Ⅵ　会社の体制及び方針

当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりです。

### 1.　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを内部統制及びリスク管理の最重要事項と位置づけています。

(1)　代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において審議します。

(2)　従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取組んでいます。

(3)　また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しています。

(4)　代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。

(5)　情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。

(6)　また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しています。

### 2.　損失の危険管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しています。

(1)　代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう、努めています。

(2)　リスクの全社的対応は経営管理部経営管理課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。

(3)　有事においては、「経営危機管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする緊急対策本部が、これにあたります。

### 3.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)　当社は、毎月１回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を、法令又は定款に従い行っています。

(2)　また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。

## 4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)　当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書（電磁的記録を含む。）の保存を行っています。

(2)　重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。

(3)　情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法、及び管理体制の強化に努めています。

## 5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)　グループ会社運営に関する当社の窓口は、経営管理部経営管理課としています。

(2)　当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。

(3)　経営管理部長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。

(4)　内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。

(5)　なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。

(6)　また、経営管理部長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

## 6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)　代表取締役及び業務執行を担当する取締役（以下「代表取締役等」という。）は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。

(2)　代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。

①　会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

②　会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたもの、又はその恐れのあるもの

③　社内外の環境、安全、衛生及びＰＬ（製造物責任）に関する重大な被害を与えたもの、もしくはその恐れのあるもの

④　コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの

⑤　その他、上記①～④に準じる事項

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置きます。その組織並びに人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社では、監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者とします。

(2) 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して定期的に報告をしています。

(3) また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

## 9. 財務報告の信頼性を確保するための指針

財務報告の信頼性を確保することが、投資家を保護し、ひいては健全な証券市場の根幹をなすものと十分に認識して、内部統制を整備運用します。

(1) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る主要な業務プロセスを可視化し、当社の全役職員が、その業務プロセスを遵守し、処理や統制を逸脱することがないよう努めています。

(2) 財務報告に係る内部統制の整備運用状況また評価後の不備やその是正活動状況は、毎月取締役会に報告されています。

(3) また、有価証券報告書の内容の適正性を確保するため、次の主な事項を実行しています。

① 各発生取引は、複数人で情報を共有しています。

② 社外へ提出する書類については、社長もしくは規程に定められた承認者の承認を得ています。

③ 会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な処置をしています。

④ 経理部門では、作成・確認・承認者を区別し、マニュアルに則った処理を行っています。

## 10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組み

①コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修会を実施するとともにコンプライアンスに対する取組みに関する社内

メールを随時配信し、周知徹底を図りました。

②財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。

③内部監査体制

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年５月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **4,565,750** | **流動負債** | **1,711,512** |
| 現金及び預金 | 2,481,759 | 支払手形及び買掛金 | 409,704 |
| 受取手形及び売掛金 | 893,579 | 短期借入金 | 502,296 |
| 営業投資有価証券 | 86,984 | １年内償還予定の社債 | 60,000 |
| 商品及び製品 | 41,768 | １年内返済予定の長期借入金 | 390,585 |
| 仕掛品 | 692,181 | 未払法人税等 | 62,466 |
| 原材料及び貯蔵品 | 210,043 | 製品保証引当金 | 8,141 |
| 繰延税金資産 | 89,278 | 役員株式給付引当金 | 44,200 |
| その他 | 77,088 | その他 | 234,117 |
| 貸倒引当金 | △6,933 | **固定負債** | **1,319,914** |
| | | 社債 | 130,000 |
| **固定資産** | **1,288,016** | 長期借入金 | 1,096,306 |
| **有形固定資産** | **596,364** | 繰延税金負債 | 4,872 |
| 建物及び構築物 | 245,684 | 株式給付引当金 | 1,947 |
| 機械装置及び運搬具 | 55,334 | 退職給付に係る負債 | 70,047 |
| 土地 | 226,917 | 資産除去債務 | 10,127 |
| その他 | 68,427 | その他 | 6,612 |
| **無形固形資産** | **500,210** | **負債合計** | **3,031,426** |
| のれん | 481,202 | **純資産の部** | |
| その他 | 19,008 | **株主資本** | **2,834,981** |
| **投資その他の資産** | **191,441** | **資本金** | **610,982** |
| 投資有価証券 | 237,492 | **資本剰余金** | **1,513,063** |
| 繰延税金資産 | 11,704 | **利益剰余金** | **896,591** |
| その他 | 199,460 | **自己株式** | **△185,656** |
| 貸倒引当金 | △257,216 | **その他の包括利益累計額** | **△12,641** |
| | | **為替換算調整勘定** | **△12,641** |
| | | **純資産合計** | **2,822,340** |
| **資産合計** | **5,853,766** | **負債純資産合計** | **5,853,766** |

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（自　平成27年６月１日　至　平成28年５月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 内訳 | 金額 合計 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 5,078,243 |
| 売上原価 | | 3,437,061 |
| **売上総利益** | | **1,641,181** |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,173,525 |
| **営業利益** | | **467,656** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 4,186 | |
| 貸与資産賃貸料 | 9,615 | |
| 保険解約返戻金 | 10,066 | |
| 補助金収入 | 11,531 | |
| 雑収入 | 8,572 | 43,971 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 24,213 | |
| 貸与資産諸費用 | 8,906 | |
| 為替差損 | 17,624 | |
| 持分法による投資損失 | 741 | |
| 雑損失 | 16,769 | 68,254 |
| **経常利益** | | **443,372** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 2,529 | |
| 新株予約権戻入益 | 5,400 | 7,929 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 2,077 | |
| 固定資産売却損 | 390 | |
| 関係会社整理損 | 4,384 | 6,852 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **444,449** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 83,668 | |
| 法人税等調整額 | 30,471 | 114,139 |
| **当期純利益** | | **330,309** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | | **19,975** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **310,334** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年６月１日
至　平成28年５月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成27年６月１日　残高 | 610,982 | 1,537,028 | 645,332 | △164,428 | 2,628,915 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △59,074 | | △59,074 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 310,334 | | 310,334 |
| 自己株式の取得 | | | | △21,227 | △21,227 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | △23,965 | | | △23,965 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | △23,965 | 251,259 | △21,227 | 206,065 |
| 平成28年５月31日　残高 | 610,982 | 1,513,063 | 896,591 | △185,656 | 2,834,981 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 平成27年６月１日　残高 | 21,854 | 21,854 | － | 76,075 | 2,726,845 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △59,074 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 310,334 |
| 自己株式の取得 | | | | | △21,227 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | | | △76,075 | △100,041 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △34,495 | △34,495 | － | | △34,495 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △34,495 | △34,495 | － | △76,075 | 95,495 |
| 平成28年５月31日　残高 | △12,641 | △12,641 | － | － | 2,822,340 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

（平成28年５月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **2,285,175** | **流動負債** | **484,524** |
| 現金及び預金 | 1,641,392 | 買掛金 | 46,380 |
| 受取手形 | 1,514 | 1年内償還予定の社債 | 40,000 |
| 売掛金 | 226,899 | １年内返済予定の長期借入金 | 198,639 |
| 営業投資有価証券 | 86,984 | リース債務 | 3,701 |
| 商品及び製品 | 2,880 | 未払金 | 62,494 |
| 仕掛品 | 160,124 | 未払費用 | 1,233 |
| 原材料及び貯蔵品 | 76,339 | 未払法人税等 | 37,297 |
| 前渡金 | 2,069 | 未払消費税等 | 17,650 |
| 前払費用 | 12,844 | 前受金 | 18,245 |
| 繰延税金資産 | 68,286 | 預り金 | 10,830 |
| その他 | 9,048 | 前受収益 | 1,023 |
| 貸倒引当金 | △3,209 | 製品保証引当金 | 2,404 |
| **固定資産** | **1,323,023** | 役員株式給付引当金 | 44,200 |
| **有形固定資産** | **372,523** | その他 | 423 |
| 建物 | 205,817 | **固定負債** | **622,665** |
| 機械装置 | 35,080 | 社債 | 70,000 |
| 工具器具備品 | 12,157 | 長期借入金 | 533,225 |
| 土地 | 105,002 | リース債務 | 2,667 |
| リース資産 | 5,842 | 繰延税金負債 | 2,112 |
| 建設仮勘定 | 8,624 | 株式給付引当金 | 1,947 |
| **無形固定資産** | **58,744** | 退職給付引当金 | 9,302 |
| のれん | 48,680 | 長期預り保証金 | 3,410 |
| 特許権 | 41 | **負債合計** | **1,107,189** |
| ソフトウエア | 9,716 | **純資産の部** | |
| 電話加入権 | 306 | **株主資本** | **2,501,009** |
| **投資その他の資産** | **891,755** | **資本金** | **610,982** |
| 投資有価証券 | 222,256 | **資本剰余金** | **1,537,028** |
| 関係会社株式 | 807,873 | 資本準備金 | 610,982 |
| 出資金 | 1,010 | その他資本剰余金 | 926,046 |
| 関係会社出資金 | 40,000 | **利益剰余金** | **538,653** |
| 長期前払費用 | 1,549 | 利益準備金 | 2,600 |
| 敷金 | 18,287 | その他利益剰余金 | 536,053 |
| 長期未収入金 | 43,907 | 繰越利益剰余金 | 536,053 |
| その他 | 13,034 | **自己株式** | **△185,656** |
| 貸倒引当金 | △256,163 | **純資産合計** | **2,501,009** |
| **資産合計** | **3,608,199** | **負債純資産合計** | **3,608,199** |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（自　平成27年６月１日
至　平成28年５月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 内訳 | 合計 |
| 売上高 | | 1,733,029 |
| 売上原価 | | 853,294 |
| **売上総利益** | | **879,735** |
| 販売費及び一般管理費 | | 635,694 |
| **営業利益** | | **244,040** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 40,438 | |
| 貸与資産賃貸料 | 12,336 | |
| 経営指導料 | 30,999 | |
| 補助金収入 | 11,531 | |
| 雑収入 | 10,841 | 106,146 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 10,636 | |
| 社債利息 | 731 | |
| 支払保証料 | 1,904 | |
| 貸与資産諸費用 | 11,728 | |
| 為替差損 | 6,869 | |
| 雑損失 | 7,193 | 39,063 |
| **経常利益** | | **311,123** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 50 | |
| 新株予約権戻入益 | 5,400 | 5,450 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 547 | |
| 関係会社整理損 | 4,384 | 4,931 |
| **税引前当期純利益** | | **311,642** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 43,651 | |
| 法人税等調整額 | 28,198 | 71,850 |
| **当期純利益** | | **239,791** |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（自　平成27年６月１日<br>至　平成28年５月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 平成27年６月１日残高 | 610,982 | 610,982 | 926,046 | 1,537,028 | 2,600 | 355,336 | 357,936 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △59,074 | △59,074 |
| 当期純利益 | | | | | | 239,791 | 239,791 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | 180,717 | 180,717 |
| 平成28年５月31日残高 | 610,982 | 610,982 | 926,046 | 1,537,028 | 2,600 | 536,053 | 538,653 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 平成27年６月１日残高 | △164,428 | 2,341,520 | － | 2,341,520 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | △59,074 | | △59,074 |
| 当期純利益 | | 239,791 | | 239,791 |
| 自己株式の取得 | △21,227 | △21,227 | | △21,227 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | － | － |
| 事業年度中の変動額合計 | △21,227 | 159,489 | － | 159,489 |
| 平成28年５月31日残高 | △185,656 | 2,501,009 | － | 2,501,009 |

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年７月19日

株式会社インターアクション
取 締 役 会　御 中

誠 栄 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　田村和己 ㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　森本晃一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社インターアクションの平成27年６月１日から平成28年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年７月12日開催の取締役会において、平成28年８月26日開催予定の第24回定時株主総会で株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入について付議することを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年７月19日

株式会社インターアクション
取 締 役 会　御 中

誠 栄 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　田村和己 ㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　森本晃一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インターアクションの平成27年６月１日から平成28年５月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年７月12日開催の取締役会において、平成28年８月26日開催予定の第24回定時株主総会で株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入について付議することを決議している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年６月１日から平成28年５月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年７月26日

株式会社インターアクション　監査役会

常勤監査役　戸原　素 ㊞

監査役（社外監査役）　大橋俊二 ㊞

監査役（社外監査役）　田代芳英 ㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、期末配当金は以下のとおり1株につき６円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金６円
配当総額 58,743,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年８月29日

## 第２号議案　事前警告型買収防衛策導入に関する件

当社は、平成28年７月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(２)）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議いたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、後述のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める株主意思の原則を充足しております。

さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、平成28年８月26日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において議案としてご承認をお願いするものであります。

### Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

### １．企業価値向上への取組み

#### （１）当社の事業について

CCD及びCMOSなどのイメージセンサは、デジタルカメラ、一眼レフカメラ及びスマートフォンなどに使用されてきました。今後は、AIのディープラーニングを活用した自動運転などで、イメージセンサ（自動車の目となる部分）からの画像情報の収集と蓄積の重要性が増し、より正確な画像情報を取得する必要が生まれます。そのイメージセンサの製造における検査過程に当社の光源装置及び瞳モジュールが用いられています。当社の光源装置及び瞳モジュールは、高度な光学設計技術により、高精度かつ高速で安定した光を照射及び制御することができます。当社の技術力及び顧客からの信頼の結果として当社の光源装置及び瞳モジュールのシェアは世界トップとなっております。今後も、成長が期待される市場にて、競争優位性を確立し、自動運転など、光にまつわるセンサを使用したIoT技術の発展に貢献してまいります。

また、当社はインダストリー4.0と呼ばれる顧客からの個別の要望を即座に調達生産活動に反映させていく製造業全体の革新を実現する事業体制を構築してまいりました。インダストリー4.0実現の為には、製品やその生産ラインをバーチャルで設計する技術、企業同士の情報共有、ソフトウェアのアップデート（更新）を通じた製品性能UP及び顧客の製品仕様選定サポート技術が重要となります。

当社グループでは、千葉デザインセンターが3D設計技術者の育成を通したバーチャル【モデリング】設計及び設計情報を調達・生産活動に反映させる技術の蓄積、株式会社CuonがWEBシステムを活用した情報選別システム、株式会社BIJがその技術を活用した新ソリューションの実現に取組んでまいりました。今後は、更なる対象事業の技術者の育成と当社の特徴であるクライアントファーストに徹し、柔軟で新しい発想で、新しい未来を創造します。

#### （２）コーポレートガバナンスと経営管理体制について

当社は、持続的な企業価値の向上と、最良のコーポレートガバナンスを実現するために、独立社外取締役の２名の導入やコーポレートガバナンス・ガイドラインの策定、投資家の視点を深く組み込んだ経営及び経営管理改革等を実施してまいりました。

今後は、ホームページの充実など、株主との対話に積極的に取組み、企業価値の向上を実現してまいります。

２．コーポレートガバナンスについて

当社では、当社が持続的に成長し、当社の長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様に当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することが重要であると考えております。意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが、コーポレートガバナンスの要諦であると考えております。

また、当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、社外監査役（２名）及び独立社外取締役（２名）により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取組みを推進してまいります。

## Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

２．本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、当社独立社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、

当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙２に記載の３氏が就任する予定です。

なお、平成28年5月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

（１）本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付け等

本プランは以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ⅰ）当社が発行者である株式等1について、保有者2の株式等保有割合3が20％以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式等4について、公開買付け5に係る株式等の株式等所有割合6及びその特別関係者7の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

②意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

（イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（ニ）大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等8その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日9（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②（ⅰ）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、当初情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、当初情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記④）を行うものとします。

大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものとします。

（ⅰ）買付者等及びそのグループ（共同保有者10、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

（ⅱ）大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）

（ⅲ）大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

（ⅳ）大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

（ⅴ）大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

（ⅵ）買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

（ⅶ）買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

（ⅷ）大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

（ⅸ）大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

（ⅹ）当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示い

たします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（ⅰ）対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ⅱ）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記（ⅰ）（ⅱ）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。（延長の期間は最大30日間とします。）その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。

その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

（ⅰ）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

（ⅱ）買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。但し、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)～(ヌ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ)買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

(ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

(ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

(ニ)当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分

させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

(ホ)買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(ヘ)買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

(ト)買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

(チ)買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

(リ)買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(ヌ)その他(イ)から(リ)までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑧大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。

例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議をとった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成28年7月12日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくこととといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

1　金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2　金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3　金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4　金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ⅱ)において同じとします。

5　金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6　金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7　金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

8　金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

9　営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

10　金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

３．本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

（1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（2）事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記２．（3）に記載したとおり、本プランの有効期限は本定時株主総会終結時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

（3）必要性・相当性確保の原則

①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記２．に記載のとおり本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．(３)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主及び投資家の皆様への影響等

(１)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記２．(１)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(２)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保

有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２．（１）⑦に記載の手続き等に従い、対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

（３）本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

別紙１

## 独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

２．独立委員会委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(１)当社社外取締役、(２)当社社外監査役又は(３)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員会の委員の任期は、選任のときから１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(１)本プランに係る対抗措置の発動の是非

(２)本プランに係る対抗措置発動の停止

(３)本プランの廃止及び変更

(４)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

８．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

別紙２

## 独立委員会委員の略歴（五十音順）

北　政巳（きた　まさみ）（昭和20年３月26日生）
昭和46年 ４月　　創価大学経済学部専任講師
昭和50年 ４月　　同大学経済学部助教授
昭和59年 ４月　　同大学経済学部教授（現任）
昭和63年 ４月　　同大学国際部長
平成10年 ４月　　同大学副学長補
平成16年 ４月　　同大学比較文化研究所所長（現任）
平成27年 ８月　　当社社外取締役就任（現任）

堀　雅寿（ほり　まさとし）（昭和28年10月14日生）
昭和51年 ４月　　富士ゼロックス株式会社入社
平成２年 １月　　株式会社日本総合研究所入社
平成13年 ６月　　株式会社ポッカコーポレーション取締役企画室長就任
平成15年 ４月　　同社専務取締役就任
平成17年 12月　　同社代表取締役社長就任
平成24年 ３月　　ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社代表取締役社長就任
平成25年 ３月　　サッポロホールディングス株式会社取締役就任
平成26年 １月　　ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社取締役相談役就任
平成26年 ３月　　同社相談役就任
平成27年 ６月　　愛知電機株式会社監査役就任（現任）
平成27年 ８月　　当社社外取締役就任（現任）

田代　芳英（たしろ　よしひで）（昭和53年６月26日生）
平成15年 10月　　奥山寛樹税理士事務所入所
平成18年 11月　　関野滋税理士事務所入所
平成23年 ９月　　田代芳英税理士事務所開設　同事務所所長（現任）
平成27年 ８月　　当社社外監査役就任（現任）

※上記３氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

別紙３

当社の大株主の株式保有状況

| 株主名 | 所有株式数（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%） |
|---|---|---|
| 株式会社SBI証券 | 334,000 | 3.32 |
| 木地　英雄 | 305,600 | 3.04 |
| 栗村　昌昭 | 253,800 | 2.52 |
| 日本証券金融株式会社 | 228,300 | 2.27 |
| 山内　崇弘 | 200,000 | 1.98 |
| 楽天証券株式会社 | 158,100 | 1.57 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 129,300 | 1.28 |
| 三美電機株式会社 | 127,300 | 1.26 |
| 谷口　友保 | 95,600 | 0.95 |
| ＧＯＬＤＭＡＮ　ＳＡＣＨＳ INTERNATIONAL | 95,500 | 0.95 |

（注）上記以外に、当社は自己株式261,500株を保有しております。発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式を含む発行済株式総数に対する割合であります。

以上

別紙４

# 新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

（1）特定大量保有者11、（2）特定大量保有者の共同保有者、（3）特定大量買付者12、（4）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（5）これら（1）から（4）までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、（6）これら（1）から（5）までに該当する者の関連者13（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20％以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商

品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

本プランの手続きに関する流れ

（ご参考）

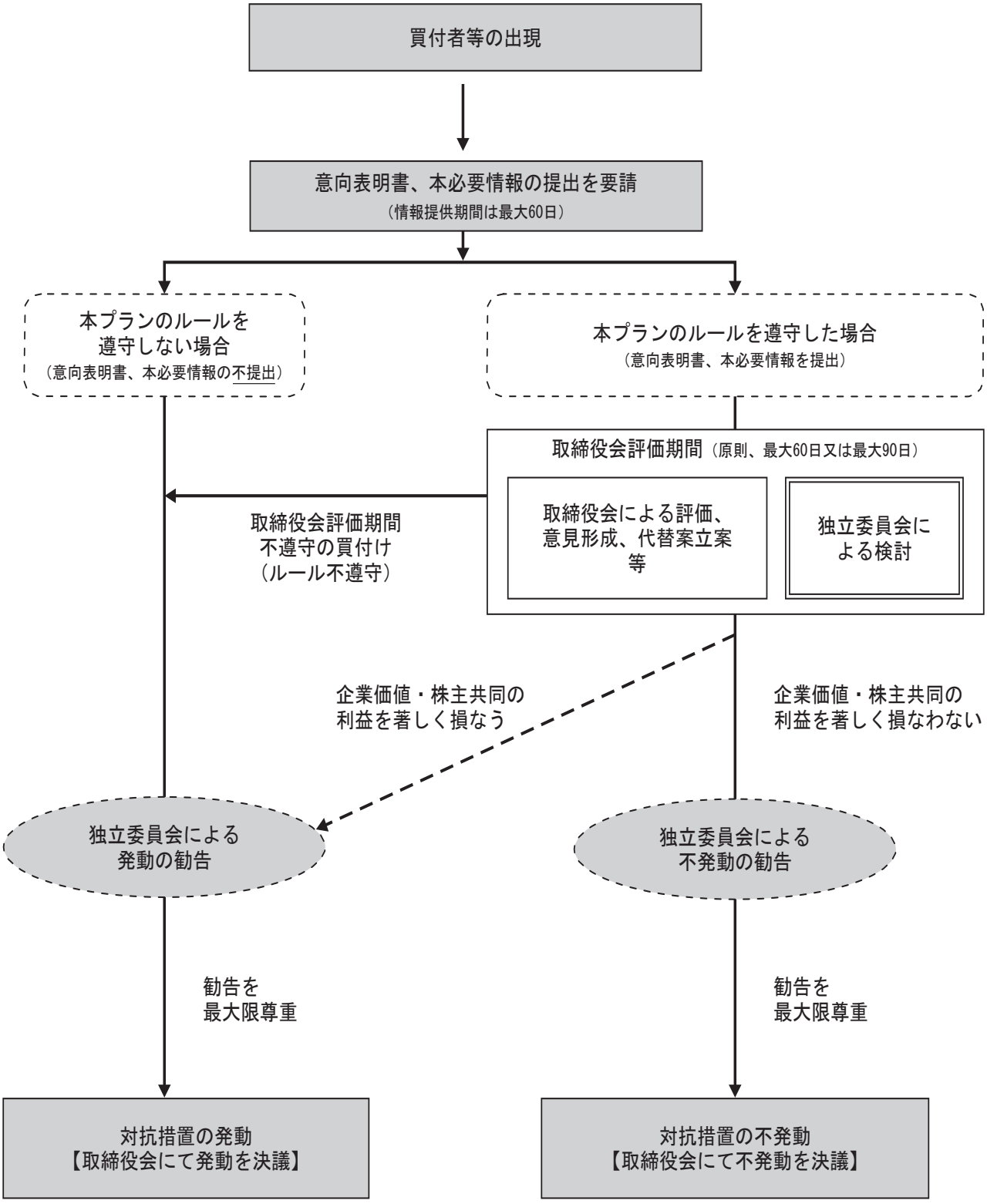


※本図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプラン内容は本文をご参照下さい。

## 第３号議案　役員向け株式給付信託制度の継続・一部改定に関する件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、平成26年８月27日開催の第22期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき（以下、「原決議」といいます。）、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしました。

上記定時株主総会における原決議にあたり、本制度の当初の対象期間を平成27年５月末日で終了した事業年度から平成28年５月末日で終了した事業年度までの２事業年度とし、以後、本制度を継続する場合は、改めて株主総会に付議させていただくこととしておりましたところ、当社といたしましては、引き続き、上記目的のため、本制度を一部改定の上、継続させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本議案は、以上のような目的によるものであり、当社といたしましては、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は５名（社外取締役を除きます。）となります。

２．本制度における報酬等の額の算定方法及び内容並びに参考情報

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます。（原決議に際しての議案からの主な改定箇所は下線のとおりです。）

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて、毎年給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

（２）本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）

（3）信託金額及び取得株式数

本議案により、本制度の継続及び一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、今後、下記（5）及び（6）に従って給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に追加拠出いたします。本信託は、下記（4）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本議案により、本制度の継続及び一部改定をご承認いただいた場合、当社は、平成29年５月末日で終了する事業年度から平成30年５月末日で終了する事業年度までの２事業年度（以下、「次期対象期間」といい、次期対象期間及び次期対象期間の経過後に開始する２事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、役員株式給付規程の定めに従い各対象期間に係る各事業年度に対応する所定の期間（例えば、平成29年５月末日で終了する事業年度については平成29年９月１日から平成30年８月末日まで、平成30年５月末日で終了する事業年度については平成30年９月１日から平成31年８月末日まで。）の取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

当社は、次期対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、200百万円を上限として本信託に追加拠出いたします。

なお、次期対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に関する評価に基づいて本制度に基づく取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、１対象期間当たり200百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。

ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は当該追加拠出を行おうとする対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該追加拠出を行おうとする対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、200百万円から残存株式等の金額（株式については、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

（4）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分若しくは当社の新株式発行を引き受ける方法によりこれを実施します。

次期対象期間につきましては、次期対象期間に関して行う本信託への追加拠出後遅滞なく、30万株を上限として取得するものといたします。

（5）取締役に付与されるポイント数の算定方法と上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績により定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、各事業年度の連結経常利益の10%を基礎とし、15万ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、現在の当社の株価水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（6）の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（6）株式給付及び報酬等の額の算定方法

受益者要件を充足した取締役は、毎年８月に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（5）で付与を受けたポイント数に相当する当社株式について、役員株式給付規程に定める給付日に、本信託から給付を受けることができます。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎といたします。また、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額といたします。

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

### インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使下さいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1.議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード､EZweb､Yahoo!ケータイ)から､当社の指定する議決権行使サイト(http://www.it-soukai.com）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します）。

（注）「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年８月25日（木曜日）の午後５時まで受付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

### 2.インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 議決権行使サイト等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電　　話　　0120－768－524（通話料無料）
受付時間　　9:00～21:00（土・日・祝日を除く）

以　上

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：横浜市中区山下町15番地
「横浜マリンタワー」　３階　マリンタワーホール

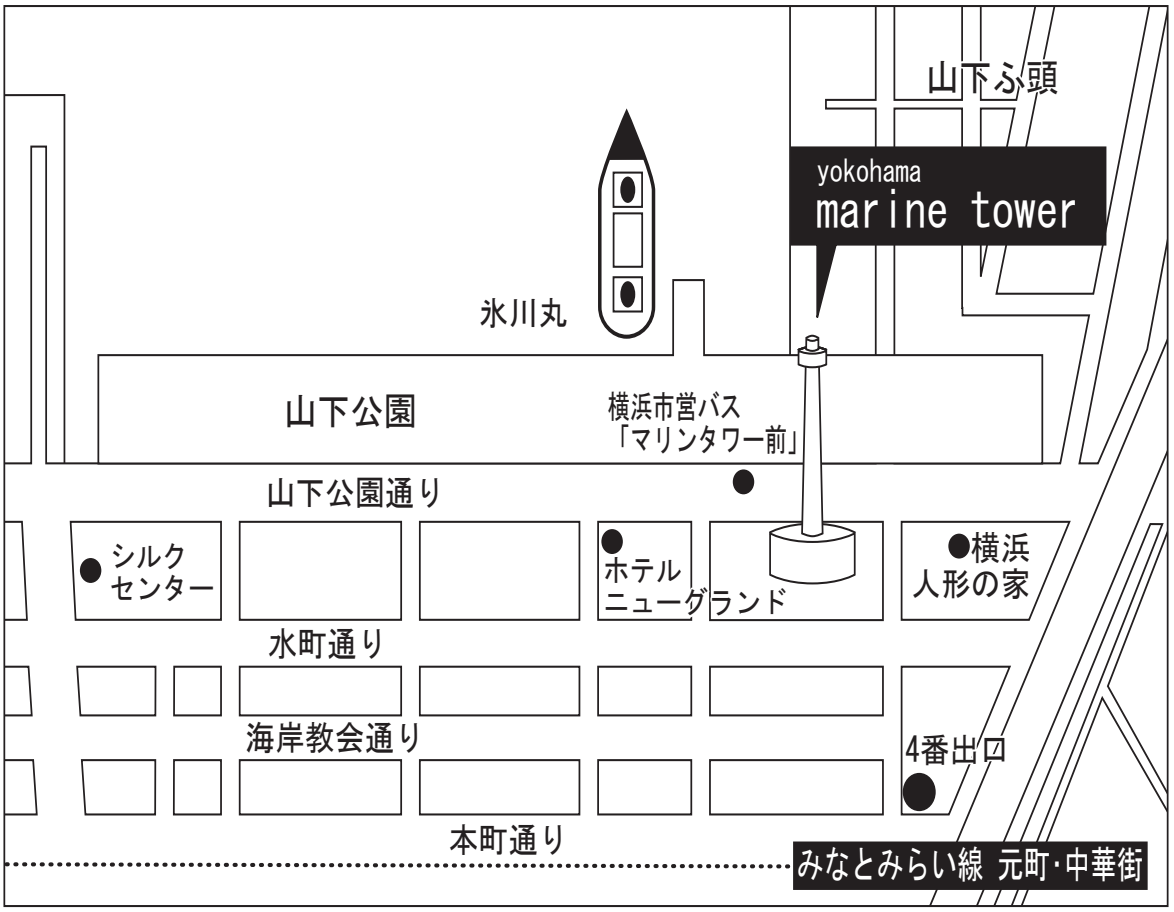


**◆交通ご案内**

・みなとみらい線「元町・中華街」駅４番出口より徒歩１分
・ＪＲ「石川町」駅より徒歩１５分
・横浜市営バス 横浜駅前（東口のりば）１番のりば より
　「２６系統」乗車、「マリンタワー前」下車、徒歩すぐ

**※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。**